

# マレーシア国法

## 法律第 730 号

2011 年取引表示法

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい

国王承認日： 2011 年 8 月 5 日

官報公示日： 2011 年 8 月 18 日

ジェトロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい

# マレーシア国法

## 法律第 703 号

### 2011 年取引表示法

#### 条文構成

#### 第 I 部

#### 総則

#### 条文

1. 略称および発効日
2. 解釈
3. 管理官、管理官代理、管理官補佐、その他の任命
4. 取引表示命令登録官の任命

#### 第 II 部

#### 虚偽取引表示の禁止

5. 虚偽取引表示の禁止
6. 取引表示
7. 虚偽取引表示
8. 商標に関する虚偽取引表示の禁止
9. 取引表示命令
10. 物品への取引表示の適用
11. 物品区分の広告に使用される取引表示
12. 供給のための所持

#### 第 III 部

#### 虚偽取引表示以外の不実表示

13. 解釈
14. 物品価格に関する虚偽または不実な表示
15. 税を含むものとみなされる価格

#### ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

16. 物品またはサービスの供給または承認に関する虚偽表示
17. サービスなどに関する虚偽または不実な表示
18. 広告の虚偽または不実な陳述
19. 広告者その他の責任の推定
20. コンテスト、競技その他に関する虚偽あるいは不実な陳述
21. 第 III 部違反による犯罪

#### 第 IV 部

##### 防御

22. 他者の責任による犯罪
23. 私的使用または家庭内使用であるという防御
24. 錯誤、事故その他であるという防御
25. 広告の善意の発表

#### 第 V 部

##### 特定物品その他の輸入禁止

26. 虚偽原産国表示がある物品の輸入禁止
27. 外国犯罪の従犯

#### 第 VI 部

##### 用語の定義権、情報要求権、その他

28. 定義命令
29. 参考マーキングおよび認証命令

#### 第 VII 部

##### 捜査と強制執行

##### 第 1 章

##### 捜査と申立

30. 管理官補佐による捜査

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

31. 管理官補佐への申立

第2章

情報収集権

- 32. 情報提供を求める管理官補佐の権限
- 33. 管理官補佐による文書留置権
- 34. 記録の閲覧
- 35. 秘密保持
- 36. 特権で保護された通信
- 37. 虚偽または不実な情報、証拠あるいは文書の提出
- 38. 記録の廃棄、隠匿、切除、改変

第3章

逮捕、捜索、押収の権限

- 39. 逮捕権
- 40. 施設に立ち入って物品および文書の査察および押収を行う権限
- 41. 捜索令状に基づき敷地に立ち入る権限
- 42. 令状なしに立入、捜索、押収を行う権限
- 43. 記録された情報またはコンピューター・データその他へのアクセス
- 44. 通報
- 45. 不備があっても令状は有効
- 46. 押収物リスト
- 47. 物品の没収
- 48. 押収物の返却
- 49. 腐敗しやすい物品の没収
- 50. 押収により生じた費用または損害の賠償請求権の不存在
- 51. 妨害
- 52. 試験購入を行う権限
- 53. おとり捜査には証拠力あり
- 54. サンプルの採取
- 55. 捜査権

第VIII部

その他

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

56. 免除権
57. 契約は違反の影響を受けず
58. 市場調査試験
59. 一般的罰則
60. 犯罪に対する裁判の法的管轄権
61. 権限の委任
62. 起訴の開始
63. 犯罪の併合
64. 使用人または代理人の行為に対する本人の責任
65. 法人による犯罪
66. 情報の報酬
67. 1948年公共団体保護法
68. 担当官その他の者の保護
69. 大臣の規則制定権
70. 廃止
71. 存続および移行

附属明細書

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

# マレーシア国法

## 法律第 730 号

### 2011 年取引表示法

物品およびサービスの供給、これらに関連しあるいは付随する事物の提供に関連する虚偽取引表示、虚偽または不実な陳述、行為、実施方法を禁止することにより適正な取引実施方法を促進することを目的とする法律

[ ]

マレーシア議会は下記の法律を制定した。

#### 第 I 部

##### 総則

#### 略称および発効日

1. (1) 本法は 2011 年取引表示法と称することができる。
- (2) 本法は大臣が官報公告により指定した日に発効する。

#### 解釈

2. (1) 本法においては、文脈により別段の要求がなされている場合を除き、下記の通りとする。

「物品」には船舶、航空機、車両、動物、植物、収穫物およびすべての種類の動産を含む。

「電子的」とは電気、光、磁気、電磁気、バイオメトリックス、光子を利用する技術またはこれらに類する技術をいう。

「広告」とは通告の表示、またはカタログ、定価表、ちらし、ラベル、カード、その他の文書または資料による方法、またはフィルム、画像、写真の表示またはラジオあるいはテレビによる方法、または電子的方法を含めた他の方法によるすべての形態の広告をいう（口に出して話された語、文書に記載された語、その他の文書あるいは音声のいずれを伴い

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

あるいはこれらに関連付けられているかを問わず、発表物に含まれているかまた発行物により発表されたものか否かを問わない。

「船舶」にはボートその他の形態の航行に使用する船を含む。

「貴金属」とは精錬された金、銀、白金または金、銀、白金の合金をいう。

「供給」とは下記をいい、その手段には電子的手段を含む。

(a) 物品に関しては、物品の販売、交換、賃貸、賃借、分割払購入による供給をいい、再供給を含む。

(b) サービスに関しては、サービスの販売、付与、贈与による供給をいう。

「大臣」とは国内取引および消費者に関する事項の所管大臣をいう。

「登録官」とは第4条に基づき任命された取引表示命令登記官をいう。

「管理官」とは第3条に基づき任命された取引表示管理官をいう。

「管理官補佐」とは第3条に基づき任命された取引表示管理官補佐をいう。

「サービス」とは、その形態を問わず、産業、取引、専門職業的その他のサービスをいうが、サービス契約に基づき実施されたものを含まない。

「施設」とはいずれかの者が設置しまたは開設したいずれかの場所、設置物その他をいい、かかる場所に囲いがあるかどうかを問わない。施設には車両、航空機、船舶その他の船を含む。

貴金属製品に関連する「品質基準」とは貴金属重量1000あたりにつき純金、純銀、純プラチナが占める重量をいう。

広告に関連する「発表」とは、電子的手段を含むいずれかの方法により公衆またはいずれかの一般人に広告を表示することをいう。

「管理官代理」とは第3条に基づき任命された取引表示管理官代理をいう。

## 管理官、管理官代理、管理官補佐、その他の任命

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

3. (1) 大臣は、本法の目的達成のための必要に応じ、公務員の中から1名の管理官、適宜人数の管理官代理、管理官補佐その他の担当官を任命することができる。
- (2) 管理官は、大臣の一般的指示および管理に従い、本法により付与された職務を遂行し、権利を行使する。
- (3) 第(1)項に基づいて任命された管理官代理、管理官補佐および他の担当官は管理官の指示および管理を受ける。
- (4) 管理官代理は、管理官に付与されたすべての職務の遂行および権利の行使を行うことができる。
- (5) 管理官および管理官代理は、管理官補佐に付与されたすべての職務の遂行および権利の行使を行うことができる。
- (6) 本条に基づき任命された担当者がいずれかの者に対して職務を執行する場合に、要求を受けたときには、かかる相手方に自己の役職を告知し、管理官が当該担当者に携帯を命じた身分証明書を提示しなければならない。
- (7) 本条により任命されたすべての担当官は刑法[法律第574号]が定義する公務員とみなす。

#### 取引表示命令登録官の任命

4. (1) 本法の適用上、1名の取引表示命令登録官を置く。
- (2) 大臣は、公務員の中から取引表示命令登録官を任命し、かかる者が取引表示命令登録簿を作成維持するものとする。

## 第II部

### 虚偽取引表示の禁止

#### 虚偽取引表示の禁止

5. (1) (a) いずれかの物品に虚偽取引表示を行った者
- (b) 虚偽取引表示がなされた物品を提供しまたは提供を申し出た者

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (c) 虚偽取引表示がなされた物品を供給し、あるいは供給の目的で所持、保管または管理した者

は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。

- (A) かかる者が法人である場合、25万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50万リングットを超えない罰金を科すものとする。
  - (B) かかる者が法人でない場合、10万リングットを超えない罰金若しくは3年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、25万リングットを超えない罰金若しくは5年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。
- (2) 本条で使用した語および本法の他の箇所で使用した語は第6条から11条に従って解釈しなければならない。

## 取引表示

6. (1) 第8条の効力に影響を及ぼすことなく、取引表示とは、直接間接を問わず、またその手段を問わず、いずれかの物品またはその部品に関する下記の表示をいう。

- (a) 性質または目的
- (b) 数量、長さ、幅、高さ、面積、容積、容量、重量、寸法、規格
- (c) 製造、生産、加工または修理の方法
- (d) 組成
- (e) 目的適合性、強度、性能、動作、精度
- (f) 貴金属製品の品質基準
- (g) 上記の項目に含まれていない物理的または技術的特性
- (h) 物品の有効期限

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (i) いずれかの者による試験およびその結果
  - (j) 上記各項に記載された以外の品質
  - (k) いずれかの者による承認またはいずれかの者が承認した種類への適合
  - (l) 製造、生産、加工または修理の場所
  - (m) 物品の製造、生産、加工または修理を行った者
  - (n) 過去の所有者または使用を含めた他の履歴
- (2) 第(1)項の事項は下記については以下の通りとする。
- (a) 動物については、性別、品種または交配、繁殖能力、健康を含む。
  - (b) 精液については、当該精液を採取した動物の固体識別、特徴および希釈度
- (3) 附属明細書に記載された法律の規定により、物品への表示が法律の要求事項に適合している場合を除いて何らかの表示を行うことが禁止されている場合には、かかる要求事項に従って行う表示は虚偽取引表示であってはならない。
- (4) 大臣は、官報に公示することにより、第(3)項で参照した附属明細書を改訂することができる。
- (5) 本条の適用上、電子的手段による場合を含め、新聞、帳簿、定期刊行物、フィルムまたは音声またはテレビ放送、その他の媒体による発表における取引表示または陳述は、広告の一部を形成している場合を除き、取引表示または陳述とはみなされない。

## 虚偽取引表示

7. (1) 虚偽取引表示とは、重要な程度の虚偽が存在する取引表示をいう。
- (2) 取引表示が、虚偽にはあたらない場合であっても、不実であり第6条に記載した事項につき重要な程度の虚偽の表示であると判断される可能性が高い場合には虚偽取引表示とみなす。
- (3) 取引表示にはあたらない場合であっても、第6条に記載した事項につき重要な程

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

度の虚偽の表示であると判断される可能性が高い場合には虚偽取引表示とみなす。

- (4) いずれかの物品につき、指定された基準に適合しているとの表示またはいずれかの者が承認したとの表示またはいずれかの者が承認したとの黙示の表示が虚偽表示でありまたは虚偽の表示であると判断される可能性が高い場合に、かかる者、あるいは指定され、承認されまたは黙示された基準が存在しない場合には、虚偽取引表示とみなす。

### 商標に関する虚偽取引表示の禁止

8. (1) 第5条および6条にかかわらず、いずれかの物品または物品の一部について、その手段を問わず、取引表示には1976年商標法[法律第175条]に基づく登録商標の権利に関連する表示を含めなければならない。
- (2)(a) いずれかの物品に、当該物品が登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示を行った者
- (b) 登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示がなされている物品を供給しまたは供給の申し出を行った者
- (c) 虚偽取引表示がなされた物品を供給し、あるいは供給の目的で所持、保管または管理した者

は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。

- (A) かかる者が法人である場合、虚偽表示がある物品1個につき1万5,000リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には虚偽表示がある物品1個につき3万リングットを超えない罰金を科すものとする。
- (B) かかる者が法人でない場合、虚偽表示がある物品1個につき1万リングットを超えない罰金若しくは3年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、虚偽表示がある物品1個につき2万リングットを超えない罰金若しくは5年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。
- (3) 登録商標の登録所有者が同意した場合を除き、登録商標と同一の商標を物品に表示し、あるいはかかる表示をした物品を供給し、供給の申し出を行い、供給のために提供しあるいは供給の目的で所持、保管または管理した者は、これと反する証明がなされた場合を除き、物品に虚偽取引表示を行いあるいはかかる物品を供

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

給し、または供給の申し出を行ったものとみなす。

## 取引表示命令

9. (1) 1976年商標法に基づく登録商標の登録所有者である者が、自己の登録商標と同一ではないが当該登録商標と誤解される可能性がある他の者が使用する他の商標または表示により、取引の過程で商標に対する自己の権利が侵害されたとの申立を行う場合、当該侵害商標は第8条が規定する虚偽取引表示にあたることの宣言を高等裁判所に求めることができる。
- (2) 第(1)項の適用上、第(1)項に記載した申立を行う者は侵害取引商標または商標あるいは意匠を具体的に指摘しなければならず、高等裁判所は、かかる者からの申立に基づき、当該の侵害取引商標または他の商標あるいは意匠は、命令で指定された物品に表示した場合には、本法の適用上において虚偽取引表示にあたることを宣言する命令を発行することができる。
- (3) 本条に基づく高等裁判所命令を取引表示命令と称することができる。
- (4) マレーシアのいずれかの高等裁判所が発行した有効な取引表示命令は、第8条に基づく手続において、虚偽取引表示の決定的証拠として証拠能力を有する。
- (5) 取引表示命令は、命令発行日から1年後に失効する。ただし高等裁判所は、第(1)項に記載した者またはその後継者の申請により、高等裁判所が定める条件および期間においてかかる命令を延長することができる。
- (6) 本条による取引表示命令を受けた者は登録官に取引表示命令を登録しなければならない。

## 物品への取引表示の適用

10. (1) いずれかの者またはかかる者から授権された者が下記の行為を行った場合には、物品に取引表示を適用したものとみなす。
  - (a) 取引表示を下記に記載し、添付し、またはいずれかの方法で表記しあるいは組み込んだ場合。
    - (i) 物品自体
    - (ii) 物品を中に入れ、包み、あるいは梱包したもの

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (b) 取引表示が記載され、添付され、表記されあるいは組み込まれているものに物品を入れ、あるいはこれらのもので物品を梱包すること。
  - (c) 物品の表示であると判断される可能性が高い方法で取引表示を使用すること。
- (2) 本条の適用上、口頭での陳述は取引表示を使用したものとみなすことができる。
- (3) 要求に基づいて物品を供給した場合に、取引表示が使用されており、かかる取引表示に合致する物品が供給されたものと合理的に考えられる環境であった場合には、当該物品を供給した者は当該取引表示を当該物品に適用したものとみなす。

### 物品区分の広告に使用される取引表示

11. (1) 本条はいずれかの物品区分に関して取引表示を使用した広告に適用される。
- (2) 取引表示は、下記については、広告発表時点で存在していた物品区分か否かにかかわらず、すべての物品区分を対象としているものとみなす。
- (a) 第 5(1)(a)条が規定する犯罪の成立の判断
  - (b) 第 5(1)(b)条が規定する犯罪の成立の判断において、広告を発表しまたは表示した者が供給しまたは供給の申し出を行った物品区分
- (3) いずれかの物品が広告で使用された取引表示に該当する物品区分に属するかどうかを判断するにあたっては、物品の供給を受けた者が当該物品が広告で使用された取引表示に関連する区分に属すると判断するか否かに関して下記を考慮しなければならない。
- (a) 広告の形式および内容
  - (b) 発表の時期、場所、方法、頻度
  - (c) その他すべての事項
- (4) 本条の適用上「物品区分」とは 1976 年商標法が定める物品区分をいう。

### 供給のための所持

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

12. 類似の仕様の同じ物品を3つ以上所持しており、第6条および8条が規定する同一の取引表示がなされている場合には、供給のために当該物品を所持しているものとみなす。

### 第III部

#### 虚偽取引表示以外の不実表示

#### 解釈

13. この部の適用上、「虚偽」または「不実」とはいずれかの者を誤らせるに至るいずれかの行為、表明、陳述または実施をいう。

#### 物品価格に関する虚偽または不実な表示

14. (1) 物品の供給を申し出る者は、その手段を問わず、直接間接を問わず、下記の虚偽または不実な表示を行ってはならない。

- (a) 物品提供価格が推奨価格と同額以下であると表示すること。
- (b) 当該物品につき、実際に供給されている価格より低い価格での提供の申出であると表示すること。
- (c) 当該物品につき、他の者への供給価格を下回る価格での供給であると表示すること。

(2) いずれかの者が本条違反の罪に問われた場合、下記の立証責任は被告人が負う。

- (a) かかる者が供給した物品の価格が他の者への供給価格を下回っていること。
- (b) 基礎となった推奨価格の存在および条件並びに第(3)項の要求事項への適合。

(3) 本条の適用上、

- (a) 推奨価格の表示は
  - (i) これに反する表明がある場合を除き、製造者または生産者の推奨価格表示として取り扱わなければならない。

#### ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (ii) これに反する表明がある場合を除き、当該物品が供給される地域での一般的な小売推奨価格として取り扱わなければならない。
- (b) 推奨価格の表示として取り扱われる可能性があるものはかかる表示として取り扱う。
- (c) 供給可能であるとして物品を広告した者は供給の申出を行ったものとみなす。

### 税を含むものとみなされる価格

15. いずれかの広告においていずれかの物品またはサービスの価格が表示されている場合、かかる価格は、これに反する表示がある場合を除き、適用される税、課徴金その他の金額が含まれているものとみなす。

### 物品またはサービスの供給または承認に関する虚偽表示

16. (1) いかなる者も、その手段を問わず、直接間接を問わず、自己が供給するいずれかの物品あるいはサービスまたは自己が採用した方法が、マレーシアまたは外国の政府、政府部門、省庁、またはいずれかの国際的な機関あるいは省庁を含めたいずれかの者に供給しまたはこれらが承認したものと同種であるとの虚偽表示を行ってはならない。
- (2) 第(1)項は、取引過程、事業、訪問、専門職業におけるいずれかの名称、エンブレム、記章、シール、旗、ペナント、タイトル、紋章、看板、文言、文字その他の形式の表示の使用を禁止しあるいは制限する成文法の規定を妨げない範囲で効力を有する。

### サービスなどに関する虚偽または不実な表示

17. (1) いかなる者も下記の事項に関して次の行為を行ってはならない。
- (a) 自己が虚偽であることを知っている陳述を行うこと。
  - (b) 不用意に虚偽の陳述を行うこと。
  - (c) いずれかの者に対する詐欺または不実となる可能性が高い陳述を行うこと
- (A) いずれかのサービス、宿泊、施設の提供

#### ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

- (B) サービス、宿泊、施設の性質
  - (C) サービス、宿泊または施設の提供を行う時期、態様、担当者
  - (D) 提供されるサービス、宿泊、施設に関するいずれかの者による検証、承認または評価
  - (E) 提供される宿泊施設の場所または環境
  - (F) 提供されるサービス、宿泊、施設の料金または金額
- (2) 本条の適用上、
- (a) 第(1)項に記載された事項に言及していると否とを問わず、これらの事項のいずれかに関する虚偽の陳述であると解釈される可能性が高い陳述は、当該事項に関する虚偽陳述とみなす。
  - (b) 内容が真実であるか虚偽を顧慮せずになされた陳述は、かかる陳述を行った者がかかる陳述が虚偽であると確信する理由の有無を問わず、不用意な陳述であるとみなす。
- (3) いずれかの処理、加工または修理の実施により構成されまたはこれらを含むサービスに関して、第(1)項に記載された事項にはかかる処理、加工または修理の結果を含むものとする。

### 広告の虚偽または不実な陳述

18. (1) いかなる者も、いずれかの物品またはサービスに関して虚偽または不実な陳述を行なってはならない。
- (2) いずれかの者が本条違反の罪に問われた場合、自己の陳述が真正であることまたは不実でないことの立証責任は被告人が負う。

### 広告者その他の責任の推定

19. 下記の者は、これに反する立証がなされた場合を除き、いずれかの広告において虚偽または不実な陳述を行ったものとみなす。
- (a) 直接または間接に、物品またはサービスの提供を申し出た者

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (b) 当該の者の代理として広告が行われた場合の本人

#### コンテスト、競技その他に関する虚偽あるいは不実な陳述

20. いかなる者も、下記の虚偽または不実な陳述を行ってはならない。

- (a) 自己が提供する物品またはサービスが、コンテストまたはくじでの勝利を得やすいとの陳述。または
- (b) 下記の事実が存在するにもかかわらず、特定の行為を実施することで賞品またはその他の同等な利益をいずれかの者がすでに獲得しており、または獲得の見込みであり、獲得の予定であると陳述すること。
  - (i) 賞品その他の同等な利益は存在しない。
  - (ii) 申し出通りの賞品その他の同等な利益の提供が行われていない。
  - (iii) 賞品その他の同等な利益を要求するためには当該者による金銭支払が条件であり、費用その他の不合理な条件が付随する場合。

#### 第 III 部違反による犯罪

21. この部のいずれかの規定に違反した者は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。

- (a) かかる者が法人である場合、50 万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯または累犯の場合には、100 万リングットを超えない罰金を科すものとする。
- (b) かかる者が法人でない場合、20 万リングットを超えない罰金若しくは 3 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとし、再犯または累犯の場合には、50 万リングットを超えない罰金若しくは 5 年を超えない禁錮またはその双方を科すものとする。

#### 第 IV 部

##### 防御

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

## 他者の責任による犯罪

22. (1) いずれかの者(本条においては以下「第一の者」という)による犯罪の原因が他者の作為または不作為にある場合、かかる作為または不作為を行った他者が有罪とされた場合にはかかる他者が責任を負う。
- (2) 第(1)項の適用上、第一の者に対する法的手続が取られたと否とにかかわらず、いずれかの者を有罪として起訴することができる。

## 私的使用または家庭内使用であるという防御

23. (1) 犯罪のいずれかの手続において、当該犯罪の目的が個人使用または家庭内使用であることは被告人の防御事由となる。
- (2) 本法に基づいて法人が起訴された場合、かかる法人は本条に記載した防御方法を取ることができない。

## 錯誤、事故その他であるという防御

24. (1) 第(2)項に従い、犯罪のいずれかの手続において、被告人が犯罪原因が下記にあり、かつ自己または自己の支配下にあるいずれかの者による犯罪防止のためすべての合理的な予防措置を行いすべての相当な注意を払ったことを証明した場合は防御事由となる。
- (a) 自己の錯誤
  - (b) 自己が受領した情報への信頼
  - (c) 他者の作為または不作為
  - (d) 自己その他の自己の支配を超えた事由
- (2) いずれかの事件において、犯罪の原因が自己の錯誤、受領した情報への信頼または他者の作為あるいは不作為にあるとの答弁が行われた場合、被告人は、裁判所の承認なくかかる答弁を防御に援用することはできない。ただし、被告人が裁判所に起訴されてから 14 日以内に、検察官に対し、他の者の身元を確認しあるいは確認の補助となる自己所有の情報を文書で送達していた場合はこの限りでない。

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

- (3) 虚偽取引表示が適用された物品の供給または供給の申し出に関する犯罪において、当該物品が記述に適合していないことまたは当該記述が物品に適用されていたことを知らず、合理的な注意では知ることができなかったことは被告人の防御となる。
- (4) 本法に基づく犯罪の被告が法人である場合、かかる法人は本条の防御を援用することができない。

## 広告の善意の発表

25. 広告発表を理由とする犯罪の手続において、被告人が下記を証明した場合は防御となる。

- (a) 広告の発表または手配が自己の業務であること
- (b) 通常の業務過程において、発表のために当該広告を受領したものであること、かつ
- (c) かかる発表が、本条が規定する犯罪にあたることを知らず、またはかかる疑いを持つ合理的理由がなかったこと。

## 第 V 部

### 特定物品その他の輸入禁止

#### 虚偽原産国表示がある物品の輸入禁止

26. 大臣は、マレーシア外で虚偽取引表示が適用されたいずれかの物品につき、かかる虚偽表示または虚偽表示の 1 つが当該物品またはその一部の製造場所、製造、加工、修理に関する表示でありまたはかかる表示であるとみなされる可能性が高い場合には、当該物品のマレーシアへの輸入を禁止する命令を発行することができる。

#### 外国犯罪の従犯

27. (1) 第(2)項に従い、マレーシアのいずれかの者が、物品に関し、マレーシアで実行されれば第 5 条により犯罪とされる外国での行為の幫助または教唆を行った場合、下記に該当するときには罪を犯したものとする。

- (a) 当該虚偽取引表示の内容が、当該物品またはその一部がマレーシアで製造、生

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

産、加工または修理されたものである表示である場合(またはかかる表示であると解釈される可能性が高い場合)、または

- (b) 当該虚偽取引表示が
  - (i) 第 28(1)(b)条に基づく命令により定められた意味を有する表現を含みまたはかかる表現で構成されている場合(またはかかる表現であると解釈される可能性が高い場合)
  - (ii) 命令で指定された状況でのみ定められている意味については、当該取引表示をかかるとして使用した場合
- (2) 第 56 条に従い、マレーシア外への出荷を意図する物品につき大臣が第 5 条の不適用を決定した場合には第(1)項による罪を犯したものとされない。
- (3) マレーシアのいずれかの者が、物品に関し、マレーシアで実行されれば第 26 条により犯罪とされる外国での行為の幫助または教唆を行った場合には罪を犯したものとす。

## 第 VI 部

### 用語の定義権、情報要求権、その他

#### 定義命令

28. (1) 大臣が、
- (a) いずれかの物品またはサービスの供給を受けた者にとって利益になる、または
  - (b) いずれかの物品を輸出した者の利益となり、マレーシアでかかる物品の供給を受けた者の利益に反しないとみなした場合に、物品またはサービスに関連して使用された表現につき、意味が定義されている必要があると判断したには、大臣は命令により下記の意味を定義することができる。
- (A) 取引または事業の過程またはその一部で物品またはサービスに適用される取引表示として使用される表現
  - (B) 一定の環境で使用された場合に命令で指定された意味を持つ表現

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

いずれかの表現について上記の定義が行われた場合、本法の適用上、かかる表現は(A)項が記載する状況で使用され、あるいは場合により(B)項が記載する状況で使用された場合に、定義された意味を有する。

- (2) いずれかの者が第(1)項に記載した命令で定義された表現を、物品またはサービスの購入希望者を誤解させまたは混乱させる目的で、当該物品またはサービスが当該表現の定義に従って供給されたかのように物品またはサービスの取引表示として使用した場合には犯罪とする。
- (3) 本条の罪を犯した者が有罪とされた場合には下記の責任を負う。
  - (a) かかる者が法人である場合、500万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、1000万リングットを超えない罰金を科すものとする。
  - (b) かかる者が法人でない場合、100万リングットを超えない罰金あるいは3年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、500万リングットを超えない罰金あるいは5年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとする。

#### 参考マーキングおよび認証命令

29. (1) 供給された物品またはサービスに関して、かかる物品またはサービスの提供を受けた者の利益のために当該物品について下記が必要あるいは適当であると大臣が判断した場合、大臣は、命令により、当該物品についての認証、マークまたは添付のための要求事項を定めて当該物品の供給の規制または禁止を行うことができ、かかる要求事項は下記の情報または指示書の形式および態様も対象とすることができる。
  - (a) 管轄当局による認証
  - (b) 大臣が決定するマークの表示
  - (c) 当該物品に関連するいずれかの情報(取引表示にあたるか否か、取引表示を含むか否かを問わない)または指示書の添付
- (2) 物品のいずれかの表示に関して本条による命令が発行された場合、取引または業務の過程において、命令に反して下記を行った者は罪を犯したものとし、有罪とされた場合には下記の責任を負う。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (a) 認証
  - (b) マーク表示
  - (c) 供給、または
  - (d) 供給の申し出
- (A) かかる者が法人である場合、20万リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、50万リングットを超えない罰金を科すものとする。
- (B) かかる者が法人でない場合、10万リングットを超えない罰金あるいは3年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、25万リングットを超えない罰金あるいは5年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとする。
- (3) 本条の適用上、「管轄当局」とは、大臣が当該管轄当局の同意を得て指定した管轄当局をいう。

## 第VII部

### 捜査と強制執行

#### 第1章

#### 捜査と申立

#### 管理官補佐による捜査

30. 本法が規定するいずれかの犯罪が実行されたあるいは実行されると疑う合理的な根拠を管理官補佐が有する場合、管理官補佐は本法の適正な執行のために妥当であると判断する捜査を実施することができる。

#### 管理官補佐への申立

31. (1) 管理官補佐は、いずれかの者から不服申立があった場合には、本法による罪を犯した者または犯そうとしている者を捜査することができる。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (2) かかる申立においては申立の相手方である者または罪が犯された施設および本条による犯罪主張の詳細を記述しなければならない。

## 第2章

### 情報収集権

#### 情報提供を求める管理官補佐の権限

32. (1) 本条は、この部に基づく捜査を実施する管理官補佐がいずれかの者について下記の事由が存在すると確信した場合に適用される。

- (a) 本法に基づく管理官補佐の権限および職務の履行に関連する情報または文書を所有していること。
- (b) 本法に基づく管理官補佐の権限および職務の履行に関連すると管理官補佐が確信する理由がある証拠を提供できること。

- (2) 他の成文法の規定にかかわらず、管理官補佐は、文書で通知することにより、いずれかの者に下記を行わせることができる。

- (a) 通知で指定された期日、態様、形式により、第(1)項に記載された情報または文書を管理官補佐に提供すること。

- (b) 通知で指定された期日、態様により、第(1)項に記載された情報または文書を物理的形式または電子媒体により管理官補佐に提出すること。

- (c) 第(1)項に記載された文書のコピーまたは抜粋を作成し、通知で指定された期日、態様により、場合によりかかる文書のコピーまたは抜粋を管理官補佐に提出すること。

- (d) 当該の者が個人である場合、通知で指定された期日、場所で管理官補佐のもとに出頭し、口頭または文書により情報を提供するとともに、第(1)項に記載された文書を物理的形式または電子媒体により管理官補佐に提出すること。

- (e) 当該の者が法人または公共団体である場合、当該組織の担当役員が、通知で指定された期日、場所で管理官補佐のもとに出頭し、口頭または文書により情報を提供するとともに、第(1)項に記載された文書を物理的形式または電子媒体に

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

より管理官補佐に提出すること。

- (f) 当該の者がパートナーシップである場合、当該パートナーシップのパートナーまたは当該パートナーシップの従業員が、通知で指定された期日、場所で管理官補佐のもとに出頭し、口頭または文書により情報を提供するとともに、第(1)項に記載された文書を物理的形式または電子媒体により管理官補佐に提出すること。
  - (g) 通知で指定された期日、態様で管理官補佐に陳述を行い、第(1)項に記載された情報または文書の説明陳述を行うこと。
- (3) 管理官補佐が第(2)項に基づきいずれかの者にいずれかの文書の提出を命じた場合に、かかる者が当該文書を所有していなかった場合、かかる者は下記を行うものとする。
- (a) 自己の最善の知識および確信に基づき、当該文書が存在する可能性がある場所を陳述すること。
  - (b) 自己の最善の知識および確信に基づき、当該文書を所持していた最後の者を明らかにし、自己の最善の知識および確信に基づき、かかる最後の者が存在する可能性がある場所を陳述すること。
- (4) 第(2)項または第(3)項により情報の提供を命じられた者は、提供する情報の真正、正確、完全を確保しなければならない。かかる者は、かかる趣旨の明示の表明を行わなければならない。これには提供した情報を虚偽または不実とする他の情報を自己が認識していないことの宣言を含む。
- (5) 本条に基づく管理官補佐の命令を拒否しあるいは履行しなかった者は罪を犯したものとする。

### 管理官補佐による文書留置権

33. (1) 管理官補佐は、この部に基づいて取得した文書につき、自己が必要であると判断する期間、留置することができる。
- (2) 文書を提供した者は、實際上可能な限り迅速に、当該文書の真正なコピーであると管理官補佐が認証した謄本1部を受領することができる。
- (3) 他の成文法の規定にかかわらず、当該文書の認証謄本は、文書原本と同一の証拠

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

能力を持つ。

- (4) 文書の留置がそれ以上不要であると管理官補佐が判断した場合、管理官補佐は、實際上可能な限り迅速に、当該文書を提供した者に当該文書を返却するものとする。

## 記録の閲覧

34. (1) その時を問わず、管理官補佐から命令を受けた者は、本法に定める管理官補佐の職務または権限の行使の目的で管理官補佐が自己の帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、物を閲覧することを許可しなければならない。
- (2) 第(1)項が規定する本条に基づく管理官補佐の命令に従わなかった者は罪を犯したものとする。

## 秘密保持

35. (1) 本法のいずれかの規定に基づいて取得した特定企業または個人事項に関する秘密の情報または文書を開示しあるいは使用した者は罪を犯したものとする。
- (2) 第(1)項は、下記の情報開示を妨げるものではない。
- (a) 情報または文書の取得元の者の同意を得て行う開示
  - (b) 情報源が特定できない態様において行う開示
  - (c) すでに公知となっている情報
  - (d) 管理官、管理官代理または管理官補佐の職務または権限の履行を支援するための開示
  - (e) 本法に基づくいずれかの法的手続において行われた合理的な開示。ただし、かかる開示は、かかる手続を遂行する管理官、管理官代理または管理官補佐の指示に反して行なってはならない。
  - (f) 本法に基づく犯罪捜査に関連する開示
- (3) 本条の適用上、「秘密情報」とはいずれかの者に属する取引、事業、または産業上

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

の情報であって経済価値があり、一般に開示されておらずまたは他者が知らない情報をいう。

### 特権で保護された通信

36. (1) いかなる者も、この部のいずれかの条項により、1950年証拠法[法律第56号]第126条により開示から保護されている弁護士とその顧客の間の通信を提出しあるいは開示する義務を負わない。

(2)(a) 管理官が第33条に基づいて弁護士または法的代理人にいずれかの情報または文書を要求した場合

(b) 当該情報または文書には弁護士または法的代理人の職務を行う弁護士または法的代理人によりまたはかかる者の代理として作成された特権により保護される通信が含まれている場合、

当該の弁護士または法的代理人は、要求に従うことを拒否できる。ただし、かかる通信の相手先である者、かかる通信を行った者または代理として行った通信の本人である者について、かかる者が管財人が任命されまたは清算中の法人である場合は、場合により管財人または清算人から要求に従うことの同意を得た場合はこの限りではなく、弁護士または法的代理人が要求に従うことを拒否した場合、当該弁護士または法的代理人は通信の相手先である者、かかる通信を行った者または代理として行った通信の本人である者の名称および住所を管理官に文書で通告しなければならない。

### 虚偽または不実な情報、証拠あるいは文書の提出

37. 管理官補佐による捜査の過程において、当該の情報、証拠または文書を開示せずまたは提出しなかった者、あるいは虚偽あるいは不実であることを知りながらあるいは確信すべき合理的な理由がありながらいずれかの情報、証拠または文書を提出したものは罪を犯したものとする。

### 記録の廃棄、隠匿、切除、改変

38. 管理官補佐を欺く目的で、または本法に基づく管理官補佐の捜査の実施またはいずれかの権限の行使を防止、遅延、妨害の目的で、いずれかの帳簿、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品または物につき下記の行為を行った者は罪を犯したものとする。

(a) 廃棄、隠匿、切除、改変

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (b) 自己の施設から他の者に送付し、送付しようとし、または送付を共謀し、またはマレーシア外に送付すること

### 第3章

#### 逮捕、捜索、押収の権限

#### 逮捕権

39. (1) 管理官補佐は、第8条が規定する罪を犯した者または犯そうとしている者であると合理的に判断した者を逮捕状なしに逮捕することができる。
- (2) 第(1)項に基づく逮捕を行う管理官補佐は、逮捕した者を、不必要な遅滞なく、付近の警察官に引き渡すか、警察官がいない場合にはかかる者を最寄りの警察署に連行するものとし、その後においてはかかる者は警察官が逮捕した場合を同じく、その時点での刑事手続に関する法律に従って取り扱う。

#### 施設に立ち入って物品および文書の査察および押収を行う権限

40. (1) 管理官補佐は、合理的な時間内において、下記の権限を行使することができる。
- (a) 本法が規定する犯罪が実行されたか確認する目的で、住居専用施設以外の施設に立ち入って物品の査察を行うことができる。
- (b) 本法が規定する犯罪が実行されたと確信する合理的な理由がある場合、管理官補佐は、犯罪が実行されたか否かを試験その他により確認するため、いずれかの物品を押収して留置することができる。
- (c) 本法が規定する犯罪の法的手続の証拠として必要であると管理官補佐が確信する理由が存在する場合は、いずれかの物品または文書を押収して留置することができる。
- (d) 本項が規定する管理官補佐の権限の行使の目的で、ただし、本法の規定および本法に基づく命令が適切に遵守されるために合理的に必要な範囲においてのみ、その権限を有する者に対して、容器または販売機を開くことを命じることができ、かかる者が要求に従わなかった場合は自ら開くことができる。
- (2) 本条に基づく権限の行使としていずれかの物品または文書を押収する管理官補佐は、押収対象者に通知しなければならないが、販売機から物品を押収する場合には、

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

所有者として当該装置に名称および住所が表示されている者に通知しなければならず、名称および住所が表示されていない場合には、装置が設置されまたは取り付けられている施設の占有者に通知しなければならない。

- (3) 本条に基づく権限の行使として管理官補佐が押収したいいずれかの物品または文書につき、その性質、寸法または量を理由としてこれらを発見した場所から移動することが実際的でない場合、管理官補佐はこれらを発見した施設または容器にかかる物品または文書を封緘することができ、いずれかの者が適法な権限なくかかる封緘を破損し、破壊または損傷した場合またはかかる物品または文書を移動しあるいは移動しようとした場合には犯罪となる。

### 搜索令状に基づき敷地に立ち入る権限

41. (1) 裁判官が、宣誓供述書に基づき、かつ自己が必要であると判断した捜査を行った上で、いずれかの施設で本法の違反が現在または過去に発生したと考える合理的理由が存在し、犯罪捜査のために必要な証拠または物がいずれかの敷地で発見される可能性があると判断した場合、当該裁判官は令状を発行し、令状に氏名が記載された管理官補佐に対し、支援を受けてまたは支援なしで、いつでも、必要であれば強制的に施設に立ち入ってかかる証拠または物の搜索および押収を行う権限を付与することができる。
- (2) 本条による施設への立入を行う管理官補佐は、必要と判断した他の者または装置を帯同させることができる。また前項が記載する令状に基づき立ち入った施設からの退去時に、当該施設が無人であるか占有者が一時的に不存在である場合には、発見した不法侵入者からの効果的な保護措置を実施しなければならない。
- (3) 第(1)項の一般性に影響することなく、裁判官が発行した令状では、実行された疑いがある犯罪に関連する情報が含まれているあるいはその可能性がある、あるいはいずれかの犯罪に対する捜査の実施に必要なであると合理的に判断される帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品または物の搜索および押収の権限を付与することができる。
- (4) 第(1)項による搜索に従事する管理官補佐は、犯罪捜査の目的で、施設内または施設に存在する者の身体搜索を実施することができる。
- (5) 第(4)項による搜索に従事する管理官補佐は、当該者に必要な衣類以外のすべての物および犯罪の証拠または証拠であると確信する理由がある他の物を押収し、所持し、安全な場所に保管することができ、かかる物は裁判所から処分命令がでるまで留置することができる。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (6) 性質、寸法または量を理由として、本条により押収した帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品または物を移動することが実際的でない場合、管理官補佐はこれらを発見した施設または容器にかかる帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品または物を封緘することができる。
- (7) いずれかの者が適法な権限なく第(6)項の封緘を破損し、破壊または損傷した場合または封緘されている帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品または物を移動しあるいは移動しようとした場合には犯罪となる。

#### 令状なしに立入、捜索、押収を行う権限

42. 管理官補佐が受領した情報に基づき、第 41 条に記載する捜索令状の取得が遅延すれば捜査に悪影響が生じあるいは犯罪実行の証拠の破棄、除去、損傷、破壊が行われる可能性があるかと確信する合理的な理由が存在する場合には、管理官補佐は当該施設に立ち入り、第 41 条が付与している権限につき、かかる条文に基づく令状により許可された場合と同じく、完全かつ十分な態様ですべての権限を行使することができる。

#### 記録された情報またはコンピューター・データその他へのアクセス

- 43. (1) 第 41 条または 42 条に基づいて権限を行使する管理官補佐は、コンピューターその他に格納されていると否とを問わず、記録された情報またはコンピューター・データ、デジタル化データにアクセスすることができる。
- (2) 管理官補佐は、その権限の行使にあたり、以下を行うことができる。
  - (a) 当該情報またはデータに関連して使用されているまたは使用されたとの合理的な疑いが存在するいずれかのコンピューターおよび周辺装置またはマテリアルを査察し、動作を確認すること。
  - (b)(i) この者によりまたはこの者の代理によりコンピューターが使用されておりまたは使用されたと担当官が合理に考える者
  - (ii) コンピューター、装置、マテリアルの操作に責任を有しその他の関係を有する者に対して、本条の目的のために必要であると考え合理的な支援を要求することができる。
- (3) 管理官補佐は、必要と判断した場合には、記録された情報、コンピューター・データまたはデジタル化データのコピーまたは抜粋を作成することができる。

#### ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

- (4) 本条の適用上、「アクセス」には記録された情報、コンピューター・データ、デジタル化データの理解を可能にするために必要なパスワード、暗号コード、解読コード、ソフトウェアまたはハードウェアによる提供を含む。

## 通報

- 44. (1)(a) 本条に基づきまたは本条の目的のために実施中または実施予定の捜査に関連して管理官補佐が行動中でありまたは行動予定であることを知りながらまたはその疑念を持つべき理由がありながら、かかる捜査または捜査予定の妨げとなる可能性が高い情報その他の事項を他者に開示した者、または
  - (b) 本法に基づいて管理官補佐に開示が行われたことを知りながらまたはその疑念を持つべき理由がありながら、開示の後に行われるであろう捜査の妨げとなる可能性が高い情報その他の事項を他者に開示した者

は罪を犯したものとする。

- (2) 第(1)項は、弁護士、法的代理人、またはその従業員が情報その他の事項を下記の者に開示することを犯罪とするものではない。
  - (a) 弁護士および法的代理人としての専門職業上の雇用の過程およびその目的において顧客への助言に関連して顧客または顧客の代表者に開示すること。
  - (b) いずれかの法的手続について、またはこれに関連してあるいはこの目的のために、いずれかの者に開示すること。
- (3) 第(2)項は、違法目的の遂行のために開示された情報またはその他の事項には適用されない。
- (4) 本条に基づく犯罪の起訴手続において、下記の立証責任は被告人が負う。
  - (a) 第(1)(b)項が規定する開示が捜査の妨げとなる可能性が高いことを自己が知らずまたは疑念を持たなかったこと。
  - (b) 開示のための適法な権限または合理的な理由を有していたこと。
- (5) 管理官補佐または他の者が、本法の実施または実施予定に関連して行った行為については、本条の罪を犯したことはない。

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

## 不備があっても令状は有効

45. 本法に基づき発行された令状は、令状自体または当該令状の適用に不備、誤り、遺漏が存在する場合であっても有効かつ強制執行可能であり、かかる令状に基づき押収された帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物は本法に基づく法的手続の証拠として有効である。

## 押収物リスト

46. (1) 第(2)項に規定されている場合を除き、この部の条項に基づいていずれかの帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物を押収した場合には、かかる押収を行った管理官補佐は實際上可能な限り迅速に押収品リストを作成し、自己が署名したコピーを、検索を実施した施設の占有者または当該施設に存在するかかる者の代理人あるいは使用人に直ちに交付しなければならない。
- (2) 施設が無人である場合、押収を行った管理官補佐は、可能な限り、押収品リストを施設に目立つように掲示しなければならない。

## 物品の没収

47. (1) 本法に基づく権限の実行により押収されたすべての物品は没収することができる。
- (2) 本法違反により告訴された者の審理を行う裁判所は、本法に基づく権限を行使して、押収した物品の没収または返却を命じるものとし、かかる犯罪について起訴された者が存在しない場合であっても、本法が規定する犯罪が実行されかつ当該物品が犯罪の目的物または犯罪供用物であると裁判所が判断できる程度に証明された場合に物品の没収命令を発行するものとする。
- (3) 本法に基づいて付与された権限を行使して押収した物品に関して起訴が行われなかった場合、かかる物品は押収日から1暦月の経過時に没収されものとみなす。ただし、かかる日までに当該物品に対する所有権の主張が行われた場合を除く。
- (4) 本法により押収された物品について、その所有者は自己であり物品の没収は不当であると主張する者は本人によりまたは文書で委任した代理人を通じて、かかる主張を管理官補佐に文書で通告することができる。

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (5) 前記の通告を受理した管理官補佐はかかる通告を管理官に回付しなければならず、管理官は、当該物品の返却あるいは没収を指示するか、または本件を裁判所に回付して決定を受けなければならない。
- (6) 本件の回付を受けた裁判所は、召喚状を発行し、物品の所有者であると主張する者およびこれらを押収された者の裁判所出廷を要求し、適正な召喚状送達を行った後、これらの者の出廷または不出廷により本件の審理を開始し、本法の違反が存在し前記の物品がかかる犯罪の目的物あるいはかかる供用物であることが証明された場合には当該物品の没収を命じなければならず、かかる証明がない場合には、当該物品の返却を命じなければならない。
- (7) 没収されあるいは没収対象とみなされた物は管理官補佐に提出し、管理官の指示に従って処分しなければならない。
- (8) 本法に基づく権限の行使により押収された物品が腐敗しやすい物である場合、またはかかる物の保管により不合理な経費および不便が発生する場合、かかる物品はいつでも売却することができ、売却収益金は本条に基づく起訴または所有権主張の結果に従う。

## 押収物の返却

48. (1) 本法に基づきいずれかの帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物を押収した場合、かかる押収を行った管理官補佐は、当該の帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物が本法に基づく法的手続のためまたは他の成文法に基づく起訴のためには不要であると判断したときには、適法な所有権を有すると決定した者に当該の帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物を返却ことができ、その場合、押収を行った管理官補佐、連邦政府、管理官、連邦政府または管理官の代理として行為した者のいずれも、かかる帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物の押収および返却が誠実に行われたときには法的手続に対する責任を負わない。
- (2) 第(1)項による返却を行った管理官補佐は、かかる返却の状況および理由を詳細に記載した記録書を作成しなければならない。

## 腐敗しやすい物品の没収

49. 本法に基づく権限の行使により押収された物品が腐敗しやすい物である場合、またはかかる物の保管により不合理な経費および不便が発生する場合、管理官補佐はかかる物品

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

をいつでも売却することができ、売却収益金は本条に基づく起訴または所有権主張の結果に従う。

### 押収により生じた費用または損害の賠償請求権の不存在

50. 本法に基づく権利の行使としてまたは権利の行使であるとの主張のもとで押収された帳簿、記録、会計記録、文書、コンピューター・データ、物品、または物に関する裁判所での法的手続に関しては、いかなる者もかかる法的手続の費用を請求する権利または損害賠償請求権その他の救済を受ける権利を有しない。ただし押収が合理的理由なく行われた場合を除く。

### 妨害

51. 下記の者は罪を犯したものとする。

- (a) 本法により管理官補佐に与えられた権限または本法により権限が与えられた職務の執行による管理官補佐の施設への立入を拒否した者
- (b) 本法により管理官補佐に与えられた権限または本法により権限が与えられた職務の執行による管理官補佐の立入を攻撃し、妨害し、妨げ、または遅延させた者
- (c) 本法による犯罪または犯罪の疑いに関連する情報または合理的に要求された情報につき、自己が知りながらまたは提供する権限を有しながら管理官補佐への提供を拒否した者

### 試験購入を行う権限

52. 管理官補佐は、本法の規定および本法に基づく命令が遵守されているかを確認するため、妥当と判断した商品購入を行う権限を有する。

### おとり捜査には証拠力あり

53. (1) 法の支配、本法の規定その他の成文法にこれと反する規定がある場合であっても、おとり捜査官については、教唆の目的がかかる者からの証拠の収集のみにある場合には、本法に基づくいずれかの者への犯罪の教唆が行われたことを理由に信用力がないとはみなされない。

(2) 法の支配、本法の規定その他の成文法にこれと反する規定がある場合であっても、

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

おとり捜査官が管理官補佐である場合には、後日に本法が定める罪により起訴された者が、口頭文書を問わずおとり捜査官に対して行った陳述は、かかる者の裁判で証拠能力を有する。

### サンプルの採取

54. (1) 本法が規定する犯罪の目的物である物品が同一形状の複数の梱包または容器内で発見された場合、これと反する証明がなされるまで、すべての梱包または容器に同一の性質、数量、品質の物品が含まれているものとみなす。
- (2) 本法の規定に違反する物品が含まれている梱包または容器その他の押収対象物が押収された場合、押収したそれぞれの梱包または容器の 1%または 5 個以上のサンプルのいずれか少ない方を開封して検査すれば十分である。
- (3) 裁判所は、梱包または容器に含まれる残りサンプルは検査したサンプルと同一の性質を有すると推定するものとする。

### 捜査権

55. 本法が規定する犯罪の捜査に従事する管理官補佐は、刑事手続法[法律第 593 号]により押収事件において警察官に付与されている権限の全部または一部を行使することができる。

## 第 VIII 部

### その他

### 免除権

56. (1)大臣は官報で命令を公示することにより、下記を目的とする物品に関しては本法の規定の適用を免除することができる。
- (a) マレーシア国外の目的地への発送
- (b) 命令に記載された特殊な使用または目的

### 契約は違反の影響を受けず

57. いずれかの物品の供給契約は、本契約のいずれかの規定に違反していることのみを理

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい

由に無効または強制執行不能とはならない。

#### 市場調査試験

58. (1) 本条において「市場調査試験」とは、下記に関する人々(以下、本条では「参加者」という)の意見を知る目的で実施するいずれかの活動をいう。

- (a) いずれかの物品
- (b) 供給される物品を中に入れ、包み、あるいは梱包したもの
- (c) 物品または他の物の外観その他の特性
- (d) 物品の供給に使用される名称または形状

(2) 本条は、下記の条件に適合する市場調査試験に適用される。

- (a) 試験の過程で物品が供給される参加者に対し、供給に先立ち、第(1)項に記載した目的で供給を行うことを告知している場合
- (b) 参加者に供給された当該物品または比較のための他の物品について参加者は金銭またはこれに相当する対価を支払う必要がないこと。

(3) 第5条および28条は、本条が適用される市場調査試験の過程で参加者または他の者に対して供給されまたは供給の申し出が行われた物品には適用されない。

#### 一般的罰則

59. (1) いずれかの者が罰則が明示されていない本法の違反により有罪とされた場合には、下記の責任を負う。

- (a) かかる者が法人である場合には、2万5,000リングットを超えない罰金を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、5万リングットを超えない罰金を科すものとする。
- (b) かかる者が法人でない場合には、1万リングットを超えない罰金あるいは1年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとし、再犯あるいは累犯の場合には、2万リングットを超えない罰金あるいは3年を超えない禁錮あるいはその双方を科すものとする。

#### ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

## 犯罪に対する裁判の法的管轄権

60. 成文法にこれに反する規定がある場合であっても、本法による犯罪の裁判およびかかる犯罪の処罰の法的管轄権は初級裁判所が有する。

## 権限の委任

61. (1) 管理官または管理官代理は、本法に基づく自己の権限、義務、職務の全部または一部を文書で管理官補佐に委任することができ、いつでもかかる委任を取り消すことができる。

(2) 第(1)項による委任にかかわらず、管理官または管理官代理はいつでも、委任した権限、義務、職務を行使することができる。

## 起訴の開始

62. 本法が規定する犯罪に関する起訴は、検察官の同意がなければ開始することができない。

## 犯罪の併合

63. (1) 管理官は、検察官の同意を得た上で、いずれかの者による本法違反を併合することができる。その場合、併合の申し出に記載した期限内に当該犯罪の最高罰金を超えない額の金額を当該違反者から受領するものとする。

(2) 第(1)項による申し出は犯罪の実行後かつ起訴開始前であればいつでも行うことができ、かかる申し出により管理官から指定された額が指定された期間またはその延長期間内に支払われなかった場合には、申し出で指定された期限の経過後に、当該違反者に対する当該犯罪の起訴を開始することができる。

(3) 第(1)項に規定する支払の受領が行われた場合、当該の者の当該犯罪に関しては起訴しない。

(4) 管理官は、第(1)項が規定する支払の受領時に、事件で押収した物品の没収または返却を行うことができる。

(5) 第(1)項により受領したすべての金額は連邦統合基金に入金しなければならない。

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

## 使用人または代理人の行為に対する本人の責任

64. いずれかの者の使用人または代理人が罪を犯しまたはいずれかの作為、不作為があった場合(かかる作為または不作為が本人にあれば本法の犯罪を構成する場合)、本人は、かかる犯罪を知らなかった場合であっても、当該犯罪につき有罪とみなし、下記を証明した場合を除き、刑罰に処す。

- (a) 対象となる作為または不作為が当該使用人または代理人の機関の通常の雇用範囲でない場合
- (b) 対象となる作為または不作為が、本人の同意または黙認なしに行われ、当該事件のすべての状況に関して本人が行うべきであったすべての作為、不作為の防止措置を誠実に講じていた場合

## 法人による犯罪

65. (1) 本法が規定する罪を法人が犯した場合、かかる犯罪実行時において当該法人の取締役、最高経営責任者、最高運営責任者、マネージャー、秘書役またはこれらに類する役職であった者、これらであったと主張した者、その態様および範囲を問わず法人のいずれかの事項の管理に責任があった者、またはかかる管理を補佐していた者については下記の通りとする。

- (a) 法人と同一の法的手続において連帯責任を負う。
  - (b) 法人が有罪とされた場合は当該犯罪について有罪とみなされる。ただし、自己の役職における職務の性質に関して下記を証明した場合はこの限りでない。
    - (i) 当該犯罪を自己が知らず、同意または黙認も与えていないこと。
    - (ii) 犯罪防止のためすべての合理的な注意を行い相当な注意を実施したこと。
- (2) いずれかの作為、不作為、過失、不履行に対する刑罰あるいは罰金について本法に基づく責任を負う者は、自己の従業員あるいは代理人またはかかる代理人の従業員の作為、不作為、過失、不履行が下記に該当する場合は、本法による責任を負う。
- (a) 雇用の過程において従業員が行ったもの
  - (b) 自己の代理として代理人が行ったもの

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (c) 代理人の雇用の過程において代理人の従業員が行ったもの、その他、当該の者の代理人として行為する者の代理として行ったもの

## 情報の報酬

66. 有罪となった刑に罰金が含まれている場合、罰金を科す裁判所は、検察官の申請に基づき、罰金のうち裁判所が適切と考える部分を、ただしいかなる場合も罰金額の半額を超えない範囲で、有罪に至った情報を提供した者に支払うよう指示することができる。

## 1948年公共団体保護法

67. 1948年公共団体保護法[法律第198号]は、管理官、管理官代理、管理官補佐その他第3条に基づき指名された担当官による役職における作為、過失、不履行、または行為であって誠実に行われたものまたはこれらの者の誠実な不作為によるものについてはこれらの者に適用しない。

## 担当官その他の者の保護

68. 下記については訴訟または起訴の実施、開始、維持を行うことができない。
- (a) 管理官、管理官代理、管理官補佐、その他の者が、本法の実施の目的のために命令されまたは実行した行為
  - (b) 上記以外の者が管理官の命令、指示、指令により行った行為あるいはこれらに基づくと主張して行った行為につき、かかる行為が誠実に実行されかつ意図した目的の実現のために必要であるとの合理的な確信があった場合

## 大臣の規則制定権

69. (1) 大臣は、必要な場合または望ましい場合には、本法の条項に完全な効果を生じさせるため、規則を制定することができる。
- (2) 第(1)項の一般性を妨げることなく、下記の目的の全部または一部のために規則を制定することができる。
- (a) 取引または事業の過程で使用される表現または表示の意味の定義
  - (b) 取引または事業の過程で使用される表現または表示の使用の禁止、制限その他

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

の規制または管理

- (c) 取引または事業の過程で使用される表現または表示の使用に関する料金の設定
- (d) 取引または事業の過程で使用される表現または表示の登録または記録の維持およびかかる登録または記録における記録内容の詳細の指定
- (e) 本法が規定する事項を規制するために使用する様式の指定
- (f) 貴金属製品の品質基準を定め、かかる品質基準に関連して取引または事業の過程で使用される表現または表示の規制または管理を行うこと
- (g) 本法に基づくいずれかの規則の条項への違反または不遵守に対し、25 万リンギットを超えない罰金あるいは5年を超えない禁錮の罰則を定めること。

## 廃止

70. 1972 年取引表示法[法律第 87 号]は廃止する。

## 存続および移行

71. 第 70 条が規定する 1972 年取引表示法の廃止にもかかわらず、

- (a) 1972 年取引表示法(以下「旧法」)で任命されあるいは創設されまたは本法施行の直前に旧法に基づき存在しまたは継続していたすべての者、事柄、状況は、本法に基づき本法に従って、旧法が廃止されなければそれぞれが有していたものと同一の地位、運用、効果を引き続き有する。
- (b) 特に、かつ(a)項の一般性を妨げることなく、かかる廃止は旧法により発行されまたは行われまたは本法施行の直前に有効であった任命、命令、規則、細則には影響せず、かかる任命、命令、規則、細則は効力を維持し、かかる任命、命令、規則、細則は、本法により任命、命令、規則、細則の取消が行われるまで、が本法により発行されまたは行われた場合と同じく引き続き有効とする。
- (c) 本法施行の直前における旧法のもとでの犯罪に対する起訴または懲罰に対するいずれかの者の責任には影響せず、かかる犯罪の起訴は旧法に従って行われる。

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください

- (d) 旧法の下で係属中の法的手続、刑事起訴、捜査、懲罰手続は引き続き旧法に基づいて実施される。
- (e) いずれかの成文法における旧法への参照は本法を参照しているものと解釈し、いずれかの成文法における旧法の特定条項への参照は、かかる特定条項に可能なかぎり近い本法の条項を参照しているものと解釈する。

附属明細書

[第 6(3)項]

1952 年薬物販売法[法律第 368 号]

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含まず。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください